

令和7年度救急告示医療機関等運営費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の夜間における救急診療体制並びに緊急度の高い傷病者の早期の適切な受入体制の確保と充実を図るため、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定に基づき救急病院又は救急診療所として必要と認定し告示した医療機関（以下「救急告示医療機関」という。）及び茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）の規定に基づき救急医療協力病院又は救急医療協力診療所として指定し告示した医療機関（以下「救急医療協力医療機関」という。）に対して、救急患者の診療に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関（独立行政法人、国立大学法人、市町村、一部事務組合及び茨城県が開設者となっているものを除く。）が令和7年1月1日から令和7年12月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の期間に行った次のいずれかの診療業務とする。

- (1) 夜間（午後8時から翌日の午前7時までをいう。その中で、午後8時から午後10時までを「準夜」、午後10時から翌日の午前7時までを「深夜」と区分する。）における救急患者（救急隊により搬送される患者に限らない。）に対して実施した診療業務。
 - (2) 救急隊が緊急度の高いと判断した傷病者の搬送先医療機関の選定に時間を要した場合において、自院内の対応病床が直ちに確保できない場合であっても、最終的な搬送先医療機関が決定するまでの間、当該傷病者を受け入れて実施した診療業務。
- 2 令和7年中に新たに認定又は指定された救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関については、認定又は指定された日から令和7年12月31日まで、令和7年中に認定又は指定の撤回を行った救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関については、令和7年1月1日から認定又は指定を撤回した日までを交付の対象とする。
- 3 この補助金の交付を受ける救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関は、医療法第30条の13に規定される病床機能報告を行うものとする。

(補助金の交付額の算出)

第3条 前条第1項第1号の補助金の交付額の算出は、次の表に定めるところによるものとする。

次に掲げる要件のいずれかを満たす救急告示医療機関	左欄に該当しない救急告示医療機関 ・ 救急医療協力医療機関
1 病院群輪番制参加医療機関又は水戸地域の救急医療二次病院であること。	
2 補助対象期間における救急車搬送件数が300件以上であること。	

<p>医療機関あたり 1 の額と 2 により算出した額との合計額とする。</p> <p>1 均等割 50, 000円</p> <p>2 実績割 次の補助単価にそれぞれの年間診療件数を乗じて算出した額</p> <p>(1) 準夜の診療 650円</p> <p>(2) 深夜の診療 970円</p>	<p>医療機関あたり 620円に夜間の年間診療件数を乗じて算出した額とする。</p>
---	--

2 前条第1項第2号の補助金の交付額の算出は、次の表に定めるところによるものとする。

<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす救急告示医療機関</p> <p>1 茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準において定める確保基準対象医療機関であること。</p> <p>2 各地区メディカルコントロール協議会が確保基準対象医療機関と同等の対応を行うと茨城県に報告した医療機関であること。</p>	<p>医療機関あたり 1, 000円に年間診療件数を乗じて算出した額</p>
--	--

3 補助対象期間中に次の表の左欄に掲げる補助金の交付対象となっている医療機関については、同条第1項による補助金の算出にあたり、同表右欄に掲げる救急患者の診療件数を除くものとする。

なお、同表において「入院患者」とは、当該医療機関において入院治療を行うことになった救急患者をいう。

補助金の種類	除かれる救急患者
市町村の実施する在宅当番医制に係る補助金	夜間当番日の夜間救急患者
救急医療二次病院運営費補助金（水戸地域）	入院患者
病院群輪番制病院運営費補助金	当番日の入院患者
小児救急医療拠点病院運営費補助金	対応時間帯の小児科の救急患者
小児救急医療輪番制病院等運営費補助金	対応時間帯の小児科の救急患者
救命救急センター運営費補助金	重症入院患者

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当

該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(関係書類の保管)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿その他関係書類を補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、令和7年7月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(様式第1号)

(番号)
年月日

茨城県知事 殿

申請者
住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

令和7年度救急告示医療機関等運営費補助金交付申請書

標記補助金の交付について、令和7年度救急告示医療機関等運営費補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 夜間救急患者個人別調書

3 補助金所要額調書（別紙1）

4 夜間救急患者診療件数月別内訳書（別紙2）

5 救急搬送困難事案診療件数月別内訳書（別紙3）

6 受領方法（該当する番号を○で囲むこと。）

（1）直接払

（2）隔地払

（3）口座振替払 金融機関 銀行 支店
口座種類 普通 ・ 当座
口座番号
(カナ)
口座名義

(様式第2号)

医政第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

令和7年度救急告示医療機関等運営費補助金交付決定
及び額の確定通知書

年 月 日付け(番号)で申請のあった標記補助金については、同補助金交付要項第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は令和7年度救急告示医療機関等運営費補助金交付要項(以下「交付要項」という。)第2条に定める事業であり、その内容は 年 月 日付け申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助金の額	金	円
-------	---	---
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における要項第6条の規定における申請の取下げをすることができる期限は 年 月 日とする。